

第三次

山口市教育振興

基本計画

令和5年3月



山口市  
山口市教育委員会

# は じ め に



令和 5 年 3 月

山口市長 伊藤 和貴

本市では、平成30年に策定した「第二次山口市総合計画」に、目指す将来都市像として「豊かな暮らし交流と創造のまち 山口 ～これが私のふるさとだ～」を掲げ、その実現に向けて、平成30年度から令和4年度までの5年間のまちづくりの方向性を定めた前期基本計画に基づき、本市が有する多様な地域資源を生かした個性あふれる豊かなまちづくりに取り組んできました。

一方で、農山村の人口減少や、若者の大都市圏への転出超過の流れ、少子高齢化の進展、コロナ禍による社会経済活動への影響など、本市が取り組むべき課題は山積しています。

こうした課題にスピード感を持って対応しつつ、デジタル化や地域脱炭素などの新しい時代への流れへの対応もしっかりと進めていくため、この度、令和5年度から9年度までの5年間を計画期間とする「第二次山口市総合計画後期基本計画」を策定しました。

この後期基本計画では、その推進の方向性に『「ずっと元気な山口」の実現～誰もが活躍し まちもひとも 今も未来も 元気な山口に～』を掲げ、時代の変化に対応しながら、市内のあらゆる地域で、市民の皆さんが安心して豊かに、そして元気に暮らすことができるまちづくりを進めるとともに、市民や地域、企業などの皆様の、あらゆる分野における未来に向けたチャレンジを支えるまちづくりに取り組んでいくこととしております。

こうした中で、この度、策定しました第三次山口市教育振興基本計画は、本市における教育に関する総合的な施策の大綱となるものであり、同時に、第二次山口市総合計画後期基本計画における教育行政の基本的な方向性を示すものです。

本計画に基づき、市内21地域のそれぞれの特長を生かしながら、学校を中心に、地域社会全体で子どもたちの学びの環境づくりに取り組むとともに、大学を始めとした高等教育機関等が立地する本市の特性を生かしながら、あらゆる世代の方が、人生を豊かにする学びにチャレンジできる、学都山口ならではの取組を展開してまいり、本市の未来を担う人材を育成することで、「ずっと元気な山口」の実現につなげてまいります。

# は じ め に

令和5年3月

山口市教育長 藤本 孝治



今、私たちを取り巻く社会は年々変化の速度を増しており、これからの未来を正確に予測することは困難な時代となってきています。

そうした時代の中においても、自分らしく豊かに生きていくためには、自ら学び続けることが大変重要であり、そのためには、子どもたちが未来を生きぬく力の核となる「本物の学力」を身に付けるとともに、子どもから大人まで全ての人々と社会全体の幸せにつながる学びの場を地域社会の様々な場所に構築していく必要があると考えます。

このたびの第三次山口市教育振興基本計画では、教育目標を「学び ふれあい 夢・絆・笑顔で未来を紡ぐ 教育のまち 山口」と掲げております。これまで第一次、第二次山口市教育振興基本計画において進めてきた地域との連携による学校づくりや、地域社会を一つの教室とした学びの環境づくりをさらに進め、学校のほか、市内の様々な場所に子どもから大人までが学びによって交流する機会を増やしていくことにより、予測困難な時代にあっても、自らの夢を実現しようとする心を育み、人々が強い絆で結ばれ、笑顔広がる未来を紡ぐ教育のまちを目指すこととしております。

また、本市は、豊かな自然や歴史に囲まれるとともに、大学等の多くの高等教育機関のほか、最先端のメディア・アートセンターである「山口情報芸術センター」といった文化・芸術施設を有するなど、他市にはない教育環境を有しておりますことから、そうした強みを生かした教育のまち山口の創造に取り組んでまいります。

終わりに、本計画の策定にあたり、熱心に御議論、御検討をいただきました教育振興基本計画策定委員の皆様をはじめ、計画策定にあたり御協力いただきました関係各位並びに市民の皆様に、心から御礼申し上げます。

## 序章

- ① 計画策定の趣旨 ……………1
- ② 計画の位置付け ……………1
- ③ 計画期間 ……………2
- ④ 計画の対象範囲 ……………2
- ⑤ 計画の構成 ……………2



## 第三次 山口市教育振興基本計画

C O N T E N T S

## 第1章

### 「山口市の教育を取り巻く状況」…3

- ① 国の状況 ……………3
  - (1) 少子化、高齢化の進展
  - (2) コロナ禍による影響
  - (3) 自然災害の激甚化・頻発化とSDGsの行動理念
  - (4) デジタル社会の到来と子どもを取り巻く状況
  - (5) 子どもたちの学力と生活満足度
  - (6) 公立中学校における部活動の地域移行
  - (7) つながりの希薄化
  - (8) 子育て環境
  - (9) 人生100年時代の到来
  - (10) 生涯学習
- ② 山口市の状況 ……………6
  - [2-1] 少子化、高齢化の進展 ……………6
  - [2-2] 山口市の子どもの状況 ……………6
    - (1) 山口市内の幼稚園・保育所、小・中学校の子どもの人数
    - (2) 特別な支援を要する児童・生徒等及び外国人市民の人数
    - (3) 学力・学習状況の現状
    - (4) 体格・体力の現状
    - (5) 自己肯定感
    - (6) 挑戦する意欲
    - (7) いじめに対する意識
    - (8) 地域活動への参画意識
    - (9) 児童・生徒の不登校といじめ
    - (10) 生徒の長期欠席の傾向
  - [2-3] 山口市内の適正化対象校の推移について …………… 14
  - [2-4] 山口市の教員の時間外勤務の状況について …… 14
  - [2-5] コミュニティ・スクールについて …… 14
    - (1) 全国的にも早い段階から導入
    - (2) 本市におけるコミュニティ・スクールの成果

[2-6] 山口市の地域社会・家庭の状況について	16
(1) つながりの希薄化	
(2) 子育て環境	
[2-7] 生涯学習の状況	17
(1) 生涯学習講座への参加者数	
(2) 図書館の来館者数等	
(3) スポーツに触れる機会	
[2-8] 文化財について	18
(1) 本市の指定・登録文化財数	
(2) 歴史文化資源の保存・継承	
[2-9] これまでの取組の成果	18
(1) 学力向上プロジェクト	
(2) グローバルに活躍する資質の育成プロジェクト	
(3) 学校安心向上プロジェクト	

## 第2章

「山口市の教育目標」	20
① 教育目標	20
② これからの時代に必要な力を育む まちの姿	20

## 第3章

「基本的方向性と施策の展開」	21
① 子どもたちが未来を生きぬくための力を育む	21
① 次代に必要な本物の学力を育む	
② 豊かな心を育む	
③ 健やかな体をつくる	
② 地域社会全体で「幸せな学校づくり」に取り組む	27
① 一人ひとりに寄り添い個別最適に関わる	
② 安全・安心で快適な教育環境を整える	
③ 誰もが教育を受けられやすくする	
④ 教職員が誇りを持って働くことのできる環境をつくる	

③ 地域・家庭の教育力を高める	32
① 学校を核としたつながりをつくる	
② 地域社会が連携して次代を担う子どもを健全に育てる	
③ 家庭の教育力を高める	
④ 学びを充実し、郷土愛を育む	35
① 生涯学習活動・社会教育活動の充実を進める	
② 読書環境を充実させる	
③ 地域ぐるみのスポーツ・文化芸術活動を支える	
④ 多彩な山口の宝を知り、生かし、未来へ伝える	

## 第4章

「プロジェクト事業」	40
① 本物の学力プロジェクト	40
② 幸せな学校づくりプロジェクト	41
③ 人生100年時代に対応した学びプロジェクト	42

## 第5章

「計画の着実な推進」	43
① 進捗状況の点検	43
② 分かりやすい情報発信	43

用語解説・資料	44
---------	----

用語解説  
計画策定の経過  
山口市教育振興基本計画策定委員会  
委員名簿



# 序 章

## 1 計画策定の趣旨

平成18年12月に教育基本法が改正され、地方公共団体は国の教育振興基本計画を参酌し、地域の実情に応じた教育振興基本計画の策定に努めるよう規定されました。

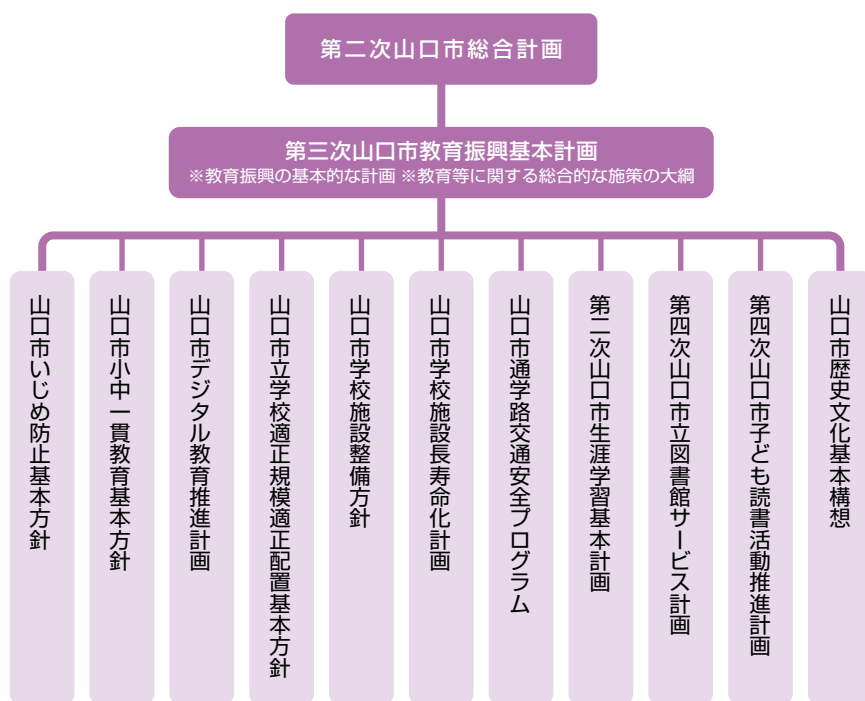
本市においては、平成25年6月に閣議決定された国の「第2期教育振興基本計画」を参酌し、平成26年3月に「第一次山口市教育振興基本計画」を策定し、平成30年3月には「第二次山口市教育振興基本計画」を策定したところです。

こうした中、国においては、現在、「第4期教育振興基本計画」の策定に取り組んでおり、本市においても、令和5年度以降の本市の教育目標を明確にするとともに、中・長期的な視野に立った、本市が進むべき教育の基本的方向性と方向性を具現化するための施策を示すため、第三次となる教育振興基本計画を策定するものです。

## 2 計画の位置付け

本計画は、本市全体の施策体系を示す計画である「第二次山口市総合計画」の部門計画に位置付け、教育行政の中心的な計画とします。

また、教育基本法第17条第2項に定める、本市の実情に応じた教育の振興のための施策に関する基本的な計画とするとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に定める教育等に関する総合的な施策の大綱とします。



### 3

## 計画期間

「第二次山口市総合計画 後期基本計画」との整合性を図るため、計画期間を令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までとします。

年度	25	26	27	28	29	30	31/元	2	3	4	5	6	7	8	9
山口市教育振興基本計画		4年計画				5年計画				5年計画					
山口市総合計画	第1次後期				第2次前期				第2次後期						

### 4

## 計画の対象範囲

本計画は、山口市教育委員会が所掌する施策や事業を範囲とします。  
なお、本計画に含まれないスポーツ振興、文化振興、子どもの福祉に関することは、関係部署と連携をとりながら推進していきます。

### 5

## 計画の構成

### (1) 山口市の教育目標

第1章の「山口市の教育を取り巻く状況」を踏まえて、第2章に「山口市の教育目標」を示しています。教育目標は、基本的な考え方を示すものであり、その目標を達成するための取組の基本的な方向性は第二次山口市教育振興基本計画を継承することとし、中・長期的な目標として設定しています。

### (2) 基本的方向性と施策の展開

教育目標の実現のため、教育行政の各分野を4つの柱（基本的方向性）に分け、14の施策と主な取組について、第3章に「基本的方向性と施策の展開」として示しています。

### (3) プロジェクト事業

本計画の終期までに、特に重点的に取組を進めるものについて、第4章に「プロジェクト事業」として示しています。

